日本拳法界の某法人による当連盟に対する誹謗中傷行為 及びそれにより惹起された妨害行為について

この度、当連盟の主張が原因で日本拳法界の某団体が組織として公益法人の取 消および資金が没収されるかもしれないと、喧伝している事実が判明致しました。 当連盟が何を主張したところで、公益の取消や資金没収を決定するのは行政官庁で あり、我々の関知するところではありません。

また、裁判においてその某団体が虚偽決算や大会収支の隠蔽について自ら言及されている以上は、行政官庁から何らかの御沙汰があるかもしれませんが、我々の窺い知る事ではありません。

従来より、当連盟は協力大学の体育館を借用し昇段級審査等行って参りましたが、 この喧伝により一部の関係者が当連盟の体育館借用阻止を図り、昇段級審査会や 西日本学生拳法個人選手権大会の体育館借用に重大な悪影響を及ぼしかねない事 態が惹起しています。

これは明らかに大会あるいは審査会に参加を希望する学生・修法者・関係者に対する妨害行為であります。

日本拳法の始祖 澤山宗家は「法は理に生まれ、道は自然に合するを要す」と説いておられますが、同じ日本拳法の修法者として、法に触れ、道に外れた行為は、まさに遺憾千万残念至極であります。

このような虚偽で不当なプロパガンダは即刻中止頂きたいと願うばかりであります。

一般社団法人 日本拳法西日本連盟